対象となる組織

　市内の自主防災組織

対象となる活動

○ 防災訓練に係る経費

○ 防災に関する啓発、教育のための研修会などの開催経費

○ 防災資機材の購入等

○ その他、組織運営に必要と認められる経費

補助金額（上限）

（初　回）・・・・・ ２０，０００円　＋（２００円　×　構成世帯数）

（２回目以降）・・・ １０，０００円　＋（１００円　×　構成世帯数）

補助金の注意点（申請前に必ず御確認ください。）

　○補助金を受けるには、**年１回以上防災訓練を実施する必要があります。**

　○この制度は、自主防災組織として実際に行った活動（防災訓練等）に対して補助金が交付されるものですから、事前に補助金は交付されません。

　○補助金の対象は、防災に関連した経費となります。

なお、食糧費については、防災訓練等に参加した人数分のお茶代（**申請**

**額の大部分がお茶代の場合は不可**）や炊き出し訓練で調理に使う材料代

は対象とすることができますが、**お菓子や果物、防災に関係ない参加品**

**等は対象となりません**のでご注意ください。

　○補助金交付請求書には、**宛名及び全ての購入品名が記載された領収書を添付**してください。（**領収書に購入品名の記載がない場合は、領収書にレシートを添付**してください。）

　○補助金の振込先は、**自主防災組織又は自治会の団体名が含まれている口座**としてください。個人名義の口座は受理できませんので御協力をお願いします。

**申請から補助金交付までの流れ**

1. 交付申請書（様式第１号）を提出　　　　　※申請前に、よくご相談を！

（添付書類）

・規約（組織図や連絡網も含む） ・実施計画書　 ・構成世帯数の根拠書類

　　　　　　　※世帯数は自治会便の配布数を基本とし、追加世帯があれば連絡網等に

追加することも可能です。

　　　　　　　※**交付決定通知を受ける前に購入したものについては、対象とすることは**

**できません**ので、ご注意ください。（ただし、山陽小野田市防災ラジオを

除く。）

1. 交付決定通知書（様式第２号）を受けた後に、申請内容の活動を行う。

　　　・物品等の購入

　　　・防災訓練等の実施　　　　　　　もし内容に変更があれば・・・

　　　　　　　　　　　　変更申請書（様式第３号）を提出

※若干の数量の増減や、金額の違いは、

変更申請書を提出する必要はありません。

変更承認通知書（様式第４号）を市から受ける

1. 防災訓練実施後に、交付請求書（様式第５号）を提出

（添付書類）

　　・実施報告書　・経費の一覧表　・領収書の写し　・訓練状況と購入品の写真

1. 補助金の受取り（口座振込）